

2025年 4月 1日

精神障害者支援体制加算について

当事業所では令和 7年 4月より、精神科病院等に入院する精神障害者の方や、地域において単身生活等をする精神障害者の方に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、下記の通り研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置しております

1. 精神障害者支援体制加算を算定するにあたって要件となる受講済み研修

研修名：相談支援従事者研修専門コース
(精神障害者支援の障碍特性と支援技術を学ぶ)

主催者：福島県

2. 研修を修了した者

氏名：小川 志織

職種：相談支援専門員

開催日：令和 7年 1月 31日